

令和7年第4回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和7年4月10日(木) 午後1時30分

2 閉会 令和7年4月10日(木) 午後2時25分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 林 眞理(農政担当)	2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎(農地担当)	4番 定井 正雄(会長)
5番 中村 安行	6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正(会長代理)	8番 仮谷 昌典
9番 若林 勤	11番 渡邊 豊
12番 小原 弘	13番 奥山 弘志
14番 渡邊 則文	15番 小西 忍

欠席 1人

10番 在間 洋則

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和	最相 信雄	高尾 郁夫	永野 直樹	海野 宏道
石尾 弘	大森 安男	澁江 隆司	竹内 功次	赤木 謙介
長代 悦和	大月 泉	黒瀬 昭夫	杉岡 賢二	劔持 孝明
藤井 久美				

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 中山 知輝 次長 石川 浩二 主任 新谷 紗季子 主事 角田 祥

7 議事録署名委員

1番委員 2番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第16号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第17号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第18号 総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見について

報告第10号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第11号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和7年第4回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が14名。そして農地利用最適化推進委員が16名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようになしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、1番委員、2番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第 1 6 号 農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは、議案第 1 6 号、農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局お願いします。

(主事) **【議案第 1 6 号 農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請について朗読】**

【受付番号 1 4 0 番】

(農地担当) それでは 1 4 0 番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(1 1 番委員) この案件ですが、受人と渡人は家が近所であり、今回申請地が 5 筆ありますが、これまでも受人が稲作とアスパラの栽培をしていました。口約束で耕作をしていたので、今回渡人から買ってほしいと話があったものです。受人は近所に弟がいて、これまでも一緒に耕作をしており、また、弟には子供が 3 人いるので将来的にも問題はないため、地元としては問題ないと思います。ご審議の程お願いします。

(農地担当) 竹内委員、補足はありますでしょうか。

(竹内委員) 補足はありません。まったく問題ないと考えております。よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは、採決いたします。1 4 0 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、1 4 0 番は許可されました。

【受付番号 1 4 1 番】

(農地担当) 続きまして 1 4 1 番、上原、富原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(7 番委員) この申請地ですが、渡人は主人が亡くなり後継者がいません。受人と渡人は家がはず向かいにあり、今回受人から申し出て買い取ることにしたものです。受人は息子が農業を手伝っており、農機具も所有しているため将来的にも問題ないと考えており、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくお願いします。

(農地担当) 澁江委員、補足はありますでしょうか。

(澁江委員) 補足はありません。審議の程よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。１４１番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、１４１番は許可されました。

【受付番号１４２番】

- (農地担当) 続きまして１４２番、岡谷の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (６番委員) この件ですが、渡人は令和５年に亡くなっており、相続財産清算人が選任されております。今回交渉の結果、受人が会社経営の観点から買い取ることとなったものです。申請地では、ナス、大根、白菜、ブドウ、柿を栽培するものです。受人は、過去に３年ほど玉ねぎを栽培し、販売するなど農業経験があり、農業機械としては軽トラを所有しています。地元としては、今回の申請により非耕作地が農地として利用されるということで、問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。
- (農地担当) この案件の受人の住所地が西郡ですが、剣持委員、補足はありますでしょうか。
- (剣持委員) 受人は新規就農ということで難しいかなということで確認したところ、将来的には従業員も使ってやっていくということで、大丈夫かなと思っています。よろしくをお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。１４２番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、１４２番は許可されました。

【受付番号１４３番】

- (農地担当) 続きまして１４３番、槇谷の件につきまして、事務局の説明をお願いいたします。
- (主事) 申請地ですが、令和６年１０月に３条許可となった土地の南側にある土地でありまして、在間委員より、渡人は管理できないということで受人にお願いするが、受人は息子も農作業に従事しており、その協力もあるので問題ないものとうかがっております。審議の程よろしくをお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは、採決いたします。１４３番を許可することにご異議ありませんか。

- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、143番は許可されました。

【受付番号144番】

- (農地担当) 続きまして144番、山田の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (15番委員) この案件ですが、3月の総会で永年小作権を解約した案件の土地で、地元としては特に問題ないと思います。ご審議の程お願いします。
- (農地担当) 赤木委員、補足はありますでしょうか。
- (赤木委員) 補足はありません。審議の程よろしくお願いします。
- (12番委員) 受人の住所が●●県だが、一反半も耕作できるのか。
- (15番委員) ●●農園の●●さんの離れに住み込みで農業をされるものです。
- (12番委員) 分かりました。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは、採決いたします。144番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、144番は許可されました。

【受付番号145番】

- (農地担当) 続きまして145番、小寺の件につきまして、地元委員の説明をいたします。
- (3番委員) この案件ですが、申請地は街中にある土地で、渡人の親と受人が兄妹でありまして、以前から管理は受人がしておりました。渡人は総社へ帰ってくることはないということで所有権を受人のほうへ渡したいという案件です。以前からこの農地を管理されているので、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。145番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、145番は許可されました。

【受付番号 146 番】

- (農地担当) 続きますして 146 番, 影の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。
- (4 番委員) この案件ですが, 受人は●●に住んでいますが, 地元は影で両親も申請地から 50m 程のところに住んでおり, よく帰ってきております。この方はいちじく作りに挑戦をしております, 研究熱心で地元としては非常に喜んでいる次第です。よろしくご審議の程お願いいたします。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。146 番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 146 番は許可されました。

【議案第 17 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きますして議案第 17 号, 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について, を議題といたします。それでは, 事務局より説明をお願いいたします。
- (主事) 【議案第 17 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号 14 番】

- (農地担当) それでは 14 番, 清音軽部の件について, ●●委員が関係者となりますので退出をお願いいたします。

【●●委員 退席】 午後 1 時 55 分

- (農地担当) それでは, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (2 番委員) 周辺の状況ですが, 東が道路, 西が宅地, 南が道路, 北が畑です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (12 番委員) この案件ですが, ●●推進委員がその周りをほとんど耕作されておまして, 自宅から農業用倉庫まで遠いので, ここに農業用倉庫を建てるものです。周辺営農に支障はなく, 問題ないものと思われます。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

- (主事) 農地区分ですが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項により総社市が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地ということで農振農用地と判断していますが、例外許可規定として農業用施設ということで適用しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、14番は許可されました。入室してください。

【●●委員 入室】 午後1時58分

【受付番号15番】

- (農地担当) 続きまして、15番、種井の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (2番委員) 周辺の状況ですが、進入路が●●番●，申請地が●●番●となっております。東が宅地，西が畑，南が道路，北が畑です。東側に水路がついております。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4番委員) この件ですが、自宅の近くへ墓地を建てるという案件です。周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われます。どうぞご審議ください。
- (農地担当) 黒瀬委員，補足があればお願いします。
- (黒瀬委員) 周辺営農に支障はなく，問題ないものと思われます。よろしくお願いします。
- (農地担当) それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主事) 農地区分ですが、甲種，第1種，第2種，第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで，第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。15番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め，15番は許可されました。

【議案第 18 号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当) 続きまして議案第 18 号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、
を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主事) **【議案第 18 号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】**

【受付番号 7 番】

(農地担当) それでは 5 番、真壁の件について、地元委員からの説明をお願いいたします。

(5 番委員) この案件ですが、この道路及び水路を含めて宅地にするということで、周辺営農上、問題なしと捉えておりますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

(農地担当) それでは、この件ですが、廃止しても周辺営農上問題なしと回答してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それではそう回答させていただきます。

【報告第 10 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第 10 号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) **【報告第 10 号 報告書について朗読】**

【報告第 11 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第 11 号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) **【報告第 11 号 報告書について朗読】**

【報告事項】

(農地担当) 23 ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可

が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が7件、4条関係が2件でございました。総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見につきましては、周辺営農上問題なしと回答させていただきます。以上で、日程第3についての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。最初に、遊休農地対策特別委員会の委員長から、報告を求められていますのでお願いいたします。

(委員長) 令和6年度の農地パトロールの結果について、報告をいたします。結果については、委員の皆様方のお手元に配布いたしております。詳細につきましては、事務局から説明をいたします。

(主事) 【農地パトロールの結果について説明】

(会長) 続いて、私から報告があります。先月の総会でもお話ししましたが、令和7年度の最適化活動の目標について運営委員会で作成をしましたので、皆様に報告させていただきます。それでは、事務局から概要説明をお願いします。

(次長) 【令和7年度の最適化活動の目標について説明】

(会長) ありがとうございました。それでは、先ほど事務局から説明があったとおり、令和7年度の最適化目標については、4月末までに県に報告をしてホームページで公表をすることとなります。なお、令和6年度の最適化目標の評価については、5月中に運営委員会で作成しますが、現在、皆さんの活動記録簿を事務局が集計をしています。3月までの活動記録簿をまだ、提出されていない方は、事務局に提出ください。よろしくお願いします。

続きまして、総社市長片岡聡一から総社市都市計画審議会委員の推薦を求められております。総社市都市計画審議会委員を農業委員から1名選出しておりますが、任期が令和7年5月31日までとなっております。

現在、総社市都市計画審議会委員を中村委員にお願いしておりますが、本人の了承がいただければ、農業委員の任期である令和8年7月19日までは引き続きお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員) 異議なし

(会長) 異議なしと認め、総社市都市計画審議会委員に中村委員を推薦することに決定しました。委員の方から何かありませんか。

(委員) なし。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後2時25分